

株 主 各 位

愛媛県宇和島市津島町北灘甲88-1
ベルグアース株式会社
代表取締役社長 山 口 一 彦

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2022年1月27日（木曜日）午後5時までに到着するよう、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年1月28日（金曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)
2. 場 所 愛媛県宇和島市錦町10-1
J R ホテルクレメント宇和島 2階「クレメントホール」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類並びに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.bergearth.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、再び緊急事態宣言が発令されるなど依然として厳しい状況が続いておりましたが、日本国内では様々な感染予防策が講じられ、ワクチン接種が進むにつれて感染拡大が抑えられたことにより、経済活動が正常に戻りつつあります。しかしながら、世界的には、再び感染が拡大している地域もあり、今後の変異株の動向等、先行き不透明な状況が続くものと認識しております。

日本の農業を取り巻く環境は、農業の成長産業化に向けて農政改革が推進されており、農林水産物・食品の輸出額や農業所得が増加傾向にあり、新規就農支援、認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押しにより青年層の新規就農者や法人経営体が増加するなど、成果が着実に現れてきております。一方で、基幹的農業従事者の減少や高齢化が一層進む中、日本の農業を持続的に発展させていく為に、農地や設備などの有形資産とともに、技術、ノウハウ、人脈といった無形資産を次の世代へ引き継いでいく事業継承も克服すべき課題となっております。加えて、農業は自然資本に直接関わっている産業である為に環境の影響を大きく受けます。近年の異常気象や大規模な自然災害の激甚化により、農作物の不作や野菜価格の高騰、気候の変動による適期作業のタイミングが難しくなってくるなど様々な問題が懸念されております。また、労働力不足等に直面している日本の農業においては、植物工場やロボット、ICTを活用した生産体系の仕組みを開発し、AI等の先端技術の活用による「スマート農業」の実装を加速させていくことがますます重要となっており、生産力の向上と持続性の確立をイノベーションで両立させていく必要があります。労働生産性の向上と現場作業の省力化・効率化や情報共有の簡素化により、生産管理データの活用による需要予測や計画的な供給生産システムの構築などとともに、現場の諸課題を解決することが期待されております。また、世界的に持続可能性に配慮した環境負荷低減の実現が目指されています。あらゆる産業で持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が目指される中で、ますます環境対応が重視され、具体的な対応が求められています。農業の業界においても、将来を見据えた持続可能な食料システムをつくることが急務となっており、環境に配慮した資材や仕組みを選択している先端事例の情報収集により、流通の効率化と合理化に向けた現場の環境整備に取り組むことが事業成長の機会になるものと捉えて、積極的な行動変容が求められています。

このような状況の中、当社グループは、「人々の食と暮らしを豊かにする」を

企業理念に掲げ、国内外の農産物の生産及び安定供給に深く関わる農業の果たす社会的役割に責任を持ち、安定的な成長と収益の改善を目標として取り組んでまいりました。

当社グループの当連結会計年度の業績は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国内外での営業活動が制限されましたが、従業員の感染対策を徹底し、新規顧客訪問や営業活動及び生産活動を継続してきた結果、売上高5,372,134千円(前期比3.4%増)の増収となりました。損益面につきましては、生産体制や生産工程の見直しを行うことにより製造コストの圧縮を図り、国内外での活動が制限されたことによる移動費等が抑えられたことにより、販売費及び一般管理費が減少した結果、営業損失54,184千円(前期は営業損失124,479千円)、経常損失56,881千円(前期は経常損失132,395千円)、親会社株主に帰属する当期純利益は、本社農場の設備投資に伴い交付決定をしておりました「産地生産基盤パワーアップ事業費補助金」等に基づく補助金収入262,487千円計上と圧縮積立金の計上及び税効果会計の適用等による法人税等調整額65,511千円を計上したことにより、122,198千円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失214,423千円)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、セグメントの売上高につきましては、外部顧客への売上高を記載しております。

① 野菜苗・苗関連事業

当事業部門におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により営業活動が制限される状況の中、感染対策を行った上での顧客訪問を行い、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用した圃場案内や製品紹介などの営業活動を継続してまいりました。また、他社との差別化を図るため、キュウリのワクチン接種苗の販売強化及び生産体制の構築、ホームセンター向けに花苗の企画提案等を行ってまいりました。

生産体制については、本社農場で閉鎖型育苗施設の新設や生産設備の改築が行われ、2021年2月より稼働を開始しております。日本国内の気候変動が従来以上に複雑に顕在化し、農業生産の活動に対する影響が懸念されている状況において、閉鎖型育苗施設の本格稼働は、年間を通じて安定したウリ科の苗供給ができる生産体制を可能といたしました。今後も、生産者の高齢化等により生産規模の縮小が進み競合他社との受注競争も増すことが想定されるため、グループ丸となり品質の安定化を第一に新たなサービスや製品の提案に取り組んでまいります。

売上面におきましては、閑散期の受注拡大と大規模菜園向けの営業活動推進、ホームセンター向けの多品目強化推進により増加となりました。特に北海道、東北においては、育苗センター・他社育苗業者の生産能力減を背景として、主にキュウリ苗を中心に受注が増加いたしました。一方で、九州においては、トマトの市況価格低迷による品目転換と買い控えが顕在化している状況下、同業他社との競争が激しくトマト苗の受注が減少いたしました。

損益面におきましては、本社農場、ベルグ福島の生産設備新設及び改築により生産に使用する消耗品や減価償却費が増加した一方で、技術指導に当たっている熟練社員を含め、ピーク時に接ぎ木に専念させることで生産効率が改善するなど、各農場において生産体制や生産工程の見直しが行われたことにより原材料や労務費の増加が抑えられました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,131,401千円(前期比1.3%増)、セグメント利益(営業利益)459,826千円(前期比23.8%増)となりました。

② 農業・園芸用タネ資材販売事業

当事業部門におきましては、家庭園芸向けに品種提案を行ってきたことによるPB品種種子の販売強化、生産者向けに土壌病害における有効な効力をもつ肥料などの商品提案を含めた幅広い営業活動を行ってまいりました。新型コロナウイルス感染症の再拡大により営業活動やお客様との商談も制限されておりますが、新規顧客への販売推進を行いながら、研究開発部門における商品の効果的な利用方法の発掘、関連会社での優良種子の品種の改良・開発、農業関連メーカーとの商品開発などを行い商品ラインナップの充実を図り売上拡大に向けて取り組んでまいります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高79,453千円(前期比6.7%減)、セグメント利益(営業利益)1,328千円(前期はセグメント損失4,452千円)となりました。

今後は、2021年10月18日に株式交換契約を締結し、2021年11月30日を効力発生日として連結子会社となった伊予農産株式会社や肥料メーカー等の協力企業と連携をさらに深め、顧客開拓や新たな商品提案を行ってまいります。さらに、現在推進中のワクチン接種苗に使用している製剤について、2022年1月より当社へ販売権が移管されました。これにより、植物ワクチン製剤を一手に取り扱うことが可能となり、ワクチン接種苗と共に、国内での普及活動を強化してまいります。

③ 海外事業

当事業部門におきましては、前連結会計年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、中国国内での生産及び営業活動の制限が続いております。この様な厳しい環境に対応する為、鉢花の生産販売事業の中断、現地生産者との競争が激しくなってきたことから債権回収を徹底する為、苗及び青果物の生産販売を抑制しております。経費面につきましては、生産を縮小したことによる人員の減少、生産設備の賃貸契約の終了などにより製造コストが減少いたしました。また、2017年12月に中国北京に設立した北京欣璟農業科技有限公司につきましては、中国国内での農事業の企画・運営会社として準備を進めておりましたが、現地企業との条件交渉が長期化していた上に、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、中国国内での活動休止を余儀なくされました。このよ

うな状況において、単独での現地活動及び交渉を進めることが困難であると判断し解散をいたしました。

今後は、アフターコロナを見据えた新たな体制作りと施策に改めて取り組んでいくことが重要であり、様々な可能性のある中国の農業関連マーケットでの事業展開を見直す必要があると判断しております。引き続き、中国での肥料販売、韓国では肥料販売に加え日本国内向けの種子や苗の輸出に注力してまいります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高29,646千円（前期比38.4%減）、セグメント損失（営業損失）37,099千円（前期はセグメント損失63,828千円）となりました。

④ 小売事業

当事業部門におきましては、前連結会計年度より小売事業を行うファンガーデン株式会社を連結範囲に含めました。小売事業は、総合園芸店を2店舗運営しており、店舗及びインターネット販売を通じて家庭園芸を行う一般消費者からプロの生産者向けに、当社が生産した各種苗を始め、地域の生産者に出品していただき、様々な植物や青果物、農業関連資材等を販売しております。また、店舗外営業にも注力しており、観葉植物のレンタル販売や愛媛県内の青果物や農産物の加工品の予約販売にも積極的に取り組んでおり、新規パートナーとの取引が売上の拡大に繋がっております。経費面につきましては、店舗の販売体制強化の為、人員を増加し人件費等が増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により店舗でのイベント開催が縮小され広告宣伝費等が減少したことで、販売費及び一般管理費の増加が抑えられました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高131,632千円、セグメント損失（営業損失）は11,513千円となりました。

事業別売上高

区 分	前連結会計年度 (2020年10月期)		当連結会計年度 (2021年10月期)		前期比増減	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
野菜苗・苗関連事業	5,063,823	97.4	5,131,401	95.5	67,577	1.3
農業・園芸用タネ 資材販売事業	85,143	1.7	79,453	1.5	△5,689	△6.7
海外事業	48,129	0.9	29,646	0.6	△18,482	△38.4
小売事業	—	—	131,632	2.4	131,632	—
合 計	5,197,096	100.0	5,372,134	100.0	175,038	3.4

(注) 前連結会計年度より連結貸借対照表上はファンガーデン株式会社を連結範囲に含めておりますが、当連結会計年度より連結損益計算書につきましても連結範囲に含めましたので、小売事業を追加しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は477,223千円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要な設備

当社	本社農場における野菜苗生産ハウス設備及び閉鎖型育苗施設の取得
	いわて花巻農場における土地の取得
ベルグ福島(株)	ワクチン製造設備の取得

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関からの長期借入れにより804,000千円の調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は実施しておりません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2018年10月期)	第19期 (2019年10月期)	第20期 (2020年10月期)	第21期(当期) (2021年10月期)
売 上 高 (千円)	4,698,508	4,885,559	5,197,096	5,372,134
経 常 利 益 (△ 損 失) (千円)	29,277	31,912	△132,395	△56,881
親会社株主に帰属する当期純利益(△損失) (千円)	29,212	△3,767	△214,423	122,198
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	23.01	△2.97	△168.88	96.25
総 資 産 (千円)	3,731,184	3,715,788	4,662,355	5,094,207
純 資 産 (千円)	1,340,236	1,337,675	1,138,162	1,245,188
1株当たり純資産 (円)	906.33	893.83	715.12	799.60

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2018年10月期)	第19期 (2019年10月期)	第20期 (2020年10月期)	第21期(当期) (2021年10月期)
売 上 高 (千円)	4,683,520	4,857,679	5,148,932	5,217,216
経 常 利 益 (△ 損 失) (千円)	63,515	54,141	△157,403	△42,299
当期純利益(△損失) (千円)	40,783	△18,766	△234,046	129,734
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	32.12	△14.78	△184.33	102.18
総 資 産 (千円)	3,193,924	3,168,496	3,898,284	4,360,086
純 資 産 (千円)	1,133,826	1,101,649	854,969	971,399
1株当たり純資産 (円)	892.55	867.24	673.35	765.05

(5) 対処すべき課題

当社グループは、全国へ安定的に野菜苗の生産供給を行う為、育苗設備の増設、新たな生産設備導入など積極的に設備投資を行っております。また、農業を中心としたフードバリューチェーンの構築に向け、種子の開発、農業関連資材等の仕入販売、小売事業展開、海外での苗事業及び農業資材販売等を積極的に行っており、事業活動及び人材強化を図ってまいりました。このような中、2020年10月期は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、移動制限が実施され十分な営業活動が行えなかったことに加え、コロナ禍での人員確保を優先したことにより製造コストにおける労務費が増加、また、新規事業への取り組みに向けて人材を確保したこと等により販売費及び一般管理費も増加いたしました。2021年10月期は、中期経営目標を設定し、三つの成長戦略を柱とした事業展開及び収益改善を目指し、販売費及び一般管理費の見直し、生産工程や生産効率の改善により当初の業績予想より改善はされましたが、2期連続での営業損失計上となりました。

この結果、継続的に営業損失が発生しており継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しているものと認識しております。当社グループは、これらの事象等を解消し、経営基盤の安定化に向け、以下の事項に取り組んでまいります。

野菜苗・苗関連事業につきましては、自社農場の増設及び連携企業との農場展開により、安定的な供給と生産者により近い農場からの出荷体制を整え、新規需要の開拓を行い、売上拡大を図ります。また、閑散期対策の一つでもある「苗の多品目化」へ向けて自社での花苗、葉菜苗等の生産品目の拡大、パートナー農場や農業関連企業との関係を強化し、戦略的なパートナーシップを構築することで安定的な生産と多様な品種・品目の供給が可能となり、閑散期における売上拡大と収益力向上を実現させ、当事業を重要な経営基盤として強化してまいります。

一方で、生産拡大に向けて、雇用確保が重要となり、条件等含め今後も厳しい状況が続くと想定されます。その為、生産量の増加に伴い労務費の増加も見込んでおりますが、生産工程の見直しを図り、作業効率を改善することにより収益力の向上に努めてまいります。また、新たに連結子会社となる伊予農産株式会社との連携により購買力を強化し、原材料の調達コストの削減を図ります。

農業・園芸用タネ資材販売事業につきましては、生産者のニーズに応える高付加価値商品の推進及び横展開での売上の拡大を図り、関連会社である株式会社むさしのタネと共同で耐病性などに優れた付加価値の高い種子の開発等を行い国内外への供給を目指してまいります。また、日本国内の農業関連メーカーとの連携を高め、農業生産者の持続可能な生産に貢献できる商品、サービスにも注力し農業資材等の売上拡大を目指してまいります。

海外事業につきましては、コロナ禍でのアジア情勢の変化により事業戦略の見直しを進めてまいります。まずは、中国においては肥料を中心とした農業資

材の販売事業を現地の優良パートナーと連携し事業基盤を構築いたします。また、関連会社との協業により中国・台湾・韓国などから優良な種子を日本へ輸入し売上拡大を目指します。連結子会社の青島芽福陽園芸有限公司につきましては、生産規模縮小に伴い人件費などの製造経費が削減され収益改善に努めながら、今後は、現地の育苗事業会社と連携し技術指導を行いながら苗の普及やマーケティング活動を行い事業確立に取り組んでまいります。

小売事業につきましては、連結子会社のファンガーデン株式会社が愛媛県内において2店舗を運営しており、店舗及びインターネット販売を通じて家庭園芸を行う一般消費者からプロ生産者向けに各種種苗をはじめ、農業園芸用資材の販売を行っております。よりお客様のニーズに合った商品を充実させ、イベント等の開催による集客率の向上を図り売上拡大に努めるとともに、商品構成の見直し、仕入先の選定等により収益の確保を目指してまいります。また、伊予農産株式会社との連携により愛媛県内の一般消費者への販売活動にも注力し、愛媛県内で唯一無二の存在となれる総合園芸店を目指し店舗運営を行ってまいります。

以上の各事業セグメントにおいて、一つ一つの戦略を実行し、収益力の回復と経営基盤の安定化に向けて努めてまいります。

(6) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ベルグ福島株式会社	125,500千円	40.0%	野菜苗の生産
青島芽福陽園芸有限公司	400千米ドル	62.5%	野菜苗及び花苗の生産・技術開発 鉢花(シクラメン)の生産 野菜(ミニトマト等)の生産 肥料・栽培装置等の販売
ファンガーデン株式会社	98,000千円	34.9%	園芸用小売店舗の運営
FARM to TABLE FUND投資事業有限責任組合	35,000千円	99.6%	フードバリューチェーンに関連する 企業への投資事業

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社むさしのタネ	35,000千円	30.0%	種子の育種及び販売、研究開発

(7) 主要な事業内容 (2021年10月31日現在)

事業部門	事業内容
野菜苗・苗関連事業	営利農家向け野菜苗及び家庭園芸向け野菜苗の生産販売 貸し農園事業
農業・園芸用タネ資材販売事業	農業資材及び農産物等の仕入販売
海外事業	野菜苗及び花苗の生産・技術開発、鉢花(シクラメン)の生産、ミニトマト等の青果物生産、農業資材等の仕入販売
小売事業	園芸用小売店舗の運営

(注) 前連結会計年度より連結貸借対照表上はファンガーデン株式会社を連結範囲に含めておりますが、当連結会計年度より連結損益計算書につきましても連結範囲に含めましたので、小売事業を追加しております。

(8) 主要な事業所及び農場 (2021年10月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社 ・ 本 社 農 場	愛媛県宇和島市津島町北灘甲88-1
長 野 横 堰 農 場	長野県東御市新張688-1
長 野 上 原 農 場	長野県東御市新張838-1
い わ て 花 巻 農 場	岩手県花巻市東和町百ノ沢7区166-1
茨 城 農 場	茨城県常陸大宮市上村田2003-2
松 山 農 場	愛媛県松山市南高井町1382-1

② 子会社

名 称	所 在 地
ベルグ福島株式会社	福島県伊達郡川俣町大字羽田曾利田10-1
青島芽福陽園芸有限公司	中華人民共和国山東省青島即墨市移風店镇鄒城路1号
ファンガーデン株式会社	愛媛県伊予郡松前町東古泉23-1
FARM to TABLE FUND投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエアアイ ーストタワー4階

(9) 従業員の状況 (2021年10月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
384名	9名減

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
正 社 員	215名	一名	36.0歳	7.3年
準 社 員	2名	1名減	59.6歳	15.3年
契 約 社 員	8名	14名減	48.2歳	1.5年
パ ー ト 社 員	58名	2名減	50.5歳	5.8年
合計又は平均	283名	17名減	39.5歳	6.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び外国人技能実習生(57名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2021年10月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	719,718千円
株式会社伊予銀行	465,825千円
農林中央金庫	330,280千円
株式会社みずほ銀行	198,313千円
株式会社三井住友銀行	148,332千円
株式会社三菱UFJ銀行	148,323千円
株式会社愛媛銀行	141,665千円
株式会社千葉銀行	121,510千円

(注) 2021年10月31日現在の借入残高が、100,000千円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,269,900株 (自己株式 247株を含む。)
- (3) 株主数 4,133名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
山口 一彦	185,300株	14.59%
株式会社伊予銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	60,000株	4.72%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	57,100株	4.49%
OATアグリオ株式会社	50,000株	3.93%
ベルグアース共栄会	49,100株	3.86%
ベルグアース従業員持株会	31,270株	2.46%
株式会社高知前川種苗	26,600株	2.09%
山口 真由子	25,000株	1.96%
トキタ種苗株式会社	24,300株	1.91%
株式会社松山機型工業	20,000株	1.57%

(注) 持株比率は、自己株式(247株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2021年11月30日付で実施した株式交換に伴い、177,000株を発行し、発行済株式数は1,446,900株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が事業年度末に保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務対価として交付した新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等の状況

2016年5月13日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	第2回新株予約権
新株予約権の数	500個
保有人数 当社代表取締役	1名
目的である株式の種類及び数	普通株式 50,000株
新株予約権の発行価額	100円
新株予約権の行使価額	895円
新株予約権の行使期間	2016年7月1日～2023年6月30日
新株予約権の主な行使条件	割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも権利行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年10月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 口 一 彦	ベルグ福島株式会社 取締役 青島芽福陽園芸有限公司 董事長 株式会社むさしのタネ 代表取締役社長
専務取締役	山 口 眞 由 子	総務部管掌
常務取締役	中 越 孝 憲	ベルグ福島株式会社 代表取締役社長
取 締 役	富 永 真 哉	経営企画本部、財務経理本部管掌
取 締 役	清 水 耕 一	生産本部、営業本部、研究本部管掌 ベルグ福島株式会社 取締役
取 締 役	高 岡 公 三	株式会社伊予銀行 営業本部参与 一般社団法人キタ・マネジメント 代表理事CEO
取 締 役	野 田 修	ユービーエルジャパン株式会社 相談役
常勤監査役	笹 山 誠 司	ベルグ福島株式会社 監査役 伊予農産株式会社 監査役
監 査 役	松 山 芳 寛	
監 査 役	小 島 泰 三	小島泰三税理士事務所 代表

- (注) 1. 2021年1月28日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって薬師寺朝徳氏、中平眞二郎氏並びに石田博嗣氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 2021年1月28日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって三瀬律雄氏及び河野喜久雄氏は監査役を辞任いたしました。
3. 取締役高岡公三氏及び野田修氏は、社外取締役であります。
4. 監査役笹山誠司氏及び小島泰三氏は、社外監査役であります。
5. 監査役笹山誠司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 監査役小島泰三氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				支給 人員 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	賞与	退職慰 労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	59,670 (3,600)	59,670 (3,600)	—	—	—	10 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,400 (7,050)	8,400 (7,050)	—	—	—	5 (4)
合 計	68,070	68,070	—	—	—	15

(注) 当事業年度において、社外役員が当社子会社等から受けた役員としての報酬等はありません。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、次のとおり決定しております。

2017年1月30日開催の第16期定時株主総会において、決議当時の取締役7名（うち社外取締役1名）の報酬額を年額100万円以内（うち社外取締役分は年額50万円以内）としております。また、2007年1月26日開催の第6期定時株主総会において、決議当時の監査役1名の報酬額を年額20万円以内としております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内におきまして、取締役会から再一任を受けた代表取締役社長山口一彦が会社の業績、職責、貢献を評価し、役職、年齢、在位年数等を総合的に勘案した上、報酬額を決定しております。

なお、監査役報酬額は株主総会で決議された報酬額の範囲内で監査役会にて協議を行い決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における当社役員報酬等の額の決定過程は、2021年1月28日開催の第20期定時株主総会後の取締役会において、株主総会の決議報酬額の範囲内で取締役報酬額を決定することを代表取締役社長山口一彦に一任することを決議しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は被保険者が1割を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合に、被保険者が被る損害についての損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先につきましては、14頁の「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、高岡公三氏の兼職先である株式会社伊予銀行より資金の借入等を行っております。

その他の兼職先につきましては、当社との間に重要な取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役が期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	高岡 公三	2021年1月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、出身分野である金融関係を通じて培った専門知識や豊富な経験に基づき、当社のコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの向上・強化につながる有益な助言・提言を行っております。また、適宜質問、意見表明等の発言も積極的に行っており、社外取締役として期待された役割を適切に果たしております。
社外取締役	野田 修	2021年1月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会15回中13回に出席し、出身分野である農業関係会社におけるCFOや商社で培った専門知識や豊富な経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレート・ガバナンスの強化につながる有益な助言・提言を行っております。また、適宜質問、意見表明等の発言も積極的に行っており、社外取締役として期待された役割を適切に果たしております。
社外監査役	笹山 誠司	当事業年度開催の取締役会21回中14回に出席し、長年に渡り地方行政に携わった経験と培われた広い知識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会12回中11回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	小島 泰三	2021年1月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会15回中12回に出席し、2021年1月28日就任以降、当事業年度開催の監査役会8回のうち6回に出席し、税理士としての豊富な知識・経験に基づき、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額となります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 えひめ有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合において、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 役職員の職務が、法令、定款及び社内規程に適合することを確保するため、「企業行動憲章」を制定し、役職員はこれを遵守する。
 - ② 総務部は、「企業行動憲章」の周知徹底のための活動を行い、内部監査室は、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
 - ③ 管掌取締役及び部長は、コンプライアンス責任者として、担当部門のコンプライアンスを徹底し、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス委員会及び取締役会において報告する。
 - ④ 内部通報制度の利用を促進し、当社における定款及び社内規程違反、法令違反、企業行動憲章違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
 - ⑤ コンプライアンス委員会は、内部監査室と連携してコンプライアンスの方針、体制、運営方法を立案するとともに、関係法令等の遵守状況を調査し、問題がある場合は原因究明や改善の指示、情報開示に関する審議を行い、再発防止策を構築する。
 - ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対して、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、定款及び文書管理規程等の社内規程に基づき総務部において保存し、取締役及び監査役がいつでも閲覧することができるよう適切に管理する。
 - ② 企業秘密については、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に基づき、機密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、全社的に一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
 - ② 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
 - ③ 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行い、特に重要なものについては取締役会において報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ② 取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
 - ③ 取締役は、取締役会で定めた中期経営目標、予算に基づき効率的な職務執行及び管理を行い、予算の進捗状況については、経営会議で確認し、取締役会に報告する。
 - ④ 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
 - ⑤ 取締役、その他の使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「企業行動憲章」に基づいた業務遂行のための日常的な情報の共有を行うとともに、遵法体制その他の業務の適正を確保するための体制の強化を行う。
 - ② 内部監査室及び監査役は、業務の適正の確保のため、監査に関して意見交換等を行い、連携をはかる。
 - ③ 当社及び子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - ④ 当社及び子会社は、業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努める。
 - ⑤ 当社及び子会社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
 - ⑥ 子会社の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への事前承認を求めるとともに、子会社に当社役員を配置して子会社を管理するとともに取締役に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項
- ① 監査役を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
 - ② 当該使用人が監査役を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要する。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - ② 総務部長は、監査役に対して、内部通報制度の運用状況につき定期的に報告し、取締役に「企業行動憲章」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
 - ③ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
 - ④ 当社は、取締役及び使用人が監査役への報告を理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役社長及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ② 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - ③ 監査役は、内部監査室及び外部監査人から定期的に業務監査または会計監査に関する状況報告を受け、意見交換を行うことにより、監査の有効性、効率性を高める。
 - ④ 当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求があった場合には、当該請求に係る費用等が職務執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。
- (9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当連結会計年度において、取締役会を21回開催し、当社グループにおける経営課題の把握と対応方針について討議し、業務の適正の確保に努めました。
- 監査役と会計監査人、内部監査室は適宜情報交換を行っており、内部統制の不備については是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,427,034	流動負債	2,344,831
現金及び預金	964,407	支払手形及び買掛金	461,285
受取手形及び売掛金	834,745	電子記録債務	395,014
電子記録債権	331,088	短期借入金	750,000
商品及び製品	20,616	1年内返済予定の長期借入金	337,764
仕掛品	62,169	リース債務	1,525
原材料及び貯蔵品	166,568	未払金	218,699
その他	54,928	前受金	4,069
貸倒引当金	△7,490	賞与引当金	52,606
		未払法人税等	21,668
		その他	102,199
固定資産	2,667,172	固定負債	1,504,187
有形固定資産	2,443,785	長期借入金	1,210,378
建物及び構築物	1,612,919	リース債務	2,961
機械装置及び運搬具	193,575	繰延税金負債	148,882
土地	575,915	資産除去債務	119,934
その他	61,375	持分法適用に伴う負債	16,967
		その他	5,062
無形固定資産	47,089	負債合計	3,849,019
投資その他の資産	176,297	純資産の部	
投資有価証券	28,272	株主資本	1,017,581
関係会社株式	9,022	資本金	331,494
保険積立金	97,832	資本剰余金	245,674
その他	41,170	利益剰余金	440,811
		自己株式	△398
		その他の包括利益累計額	△2,369
		その他有価証券評価差額金	△320
		為替換算調整勘定	△2,049
		新株予約権	50
		非支配株主持分	229,925
		純資産合計	1,245,188
資産合計	5,094,207	負債・純資産合計	5,094,207

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,372,134
売 上 原 価		4,041,138
売 上 総 利 益		1,330,996
販売費及び一般管理費		1,385,180
営 業 損 失 (△)		△54,184
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	730	
受 取 手 数 料	5,386	
補 助 金 収 入	3,524	
そ の 他	2,793	12,440
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,375	
持分法による投資損失	5,229	
そ の 他	1,531	15,137
経 常 損 失 (△)		△56,881
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	262,487	
受 取 保 険 金	220	262,707
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	327	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	999	
関 係 会 社 清 算 損	1,656	2,983
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		202,842
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15,401	
法 人 税 等 調 整 額	65,511	80,912
当 期 純 利 益		121,929
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△269
親会社株主に帰属する当期純利益		122,198

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	331,494	245,674	331,309	△398	908,080
当期変動額					
剰余金の配当			△12,696		△12,696
親会社株主に帰属する 当期純利益			122,198		122,198
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	109,501	—	109,501
当期末残高	331,494	245,674	440,811	△398	1,017,581

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	287	△410	△122	50	230,154	1,138,162
当期変動額						
剰余金の配当						△12,696
親会社株主に帰属する 当期純利益						122,198
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△607	△1,639	△2,246		△229	△2,475
当期変動額合計	△607	△1,639	△2,246	—	△229	107,025
当期末残高	△320	△2,049	△2,369	50	229,925	1,245,188

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

青島芽福陽園芸有限公司、ベルグ福島株式会社

ファンガーデン株式会社

FARM to TABLE FUND投資事業有限責任組合

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

農業会社法人株式会社B Jアグロ、苫小牧だいちファーム株式会社

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)に及ぼす影響が軽微であり、重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社

持分法を適用した関連会社の数

1社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社むさしのタネ

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数

4社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

農業会社法人株式会社B Jアグロ、苫小牧だいちファーム株式会社

株式会社九重おひさまファーム、四万十あおぞらファーム株式会社

なお、前連結会計年度において持分法を適用しない関連会社でありました北京欣環農業科技有限公司については清算のため、持分法を適用しない関連会社から除外しております。

持分法を適用しない理由

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社のうち、青島芽福陽園芸有限公司及びFARM to TABLE FUND投資事業有限責任組合の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、9月30日を仮決算日とする財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式（非連結子会社及び関連会社）
移動平均法による原価法

② その他有価証券

(a) 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(b) 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～38年
構築物	10～40年
機械及び装置	7～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

共用資産を含む、より大きな単位における固定資産の減損損失の認識の要否

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結計算書類において、当社に係る有形固定資産を1,917,903千円、無形固定資産を46,534千円、投資その他の資産を8,577千円計上しております。

当連結会計年度において、当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、全社の共用資産に減損の兆候があると判定しております。減損損失の認識の判定にあたって、割引前将来キャッシュ・フローを見積った結果、その総額が共用資産を含む固定資産の帳簿価額総額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業部門を単位として資産をグルーピングしております。また、共用資産については、共用資産を含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。

資産グループについて減損の兆候があると認められる場合には、それらから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要と判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画等を基礎として見積もっており、売上高は、過去の実績の推移、市場動向等を基に見積もっております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額は固定資産の帳簿価額を上回っておりますが、現時点で想定しえない事象が発生した場合、減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	177,473千円
土地	309,123千円
計	486,597千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	46,888千円
長期借入金	526,526千円
計	573,414千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,206,543千円

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。

株式会社むさしのタネ 43,032千円

(注) 債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しております。

(連結損益計算書に関する注記)

関係会社清算損は、関連会社である北京欣璟農業科技有限公司の清算に伴う損失であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,269,900株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 配当金の総額	12,696千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	10円
④ 基準日	2020年10月31日
⑤ 効力発生日	2021年1月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

① 配当金の総額	12,696千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	10円
④ 基準日	2021年10月31日
⑤ 効力発生日	2022年1月31日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 50,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に野菜苗・苗関連事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理規程に従い、主要な取引先ごとの信用状況を定期的に把握し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。借入金は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、大半は固定金利としております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものは次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	964,407	964,407	—
(2) 受取手形及び売掛金	834,745	834,745	—
(3) 電子記録債権	331,088	331,088	—
(4) 投資有価証券	10,329	10,329	—
資産計	2,140,571	2,140,571	—
(1) 支払手形及び買掛金	461,285	461,285	—
(2) 電子記録債務	395,014	395,014	—
(3) 短期借入金	750,000	750,000	—
(4) 未払金	218,699	218,699	—
(5) 長期借入金 (※)	1,548,143	1,546,008	△2,134
負債計	3,373,142	3,371,007	△2,134

※ 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	17,942
関係会社株式	9,022

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たりの純資産額	799円60銭
1株当たりの当期純利益	96円25銭

(重要な後発事象に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2021年11月30日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、伊予農産株式会社（以下、「伊予農産」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：伊予農産株式会社
事業の内容：種子・苗・農業用資材の卸売

(2) 企業結合を行った主な理由

伊予農産は、当社設立時より野菜苗及び農業資材の取引を相互に行っており、当社にとって最も重要な取引先の一つであります。設立から73年の歴史を持ち、種苗業界で長年にわたって培われた農園芸資材の知見、蓄積された販売のノウハウのある伊予農産との経営統合は、苗事業における原材料の調達力を上げることによる収益の改善、また、地域に根付いた営業活動を推し進め、農業生産者を含む顧客への新たなサービスを提供することが可能となることにより、当社の掲げる成長戦略を加速させ、中期経営目標の達成に向け、更なるスピードアップが期待されるため、企業価値を向上させることができると考えられることから企業結合を行うに至りました。

(3) 企業結合日

2021年11月30日（株式交換の効力発生日）

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、伊予農産を株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

現金対価により取得済みの議決権比率	6.25%
当該株式交換により追加取得した議決権比率	93.75%
取得後の議決権比率	100.00%

- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が株式交換により、被取得会社の議決権を100%取得するためのものです。
- 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
現時点では確定しておりません。
- 3. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数
 - (1) 株式の種類別の交換比率
当社の普通株式59株 : 伊予農産の普通株式1株
 - (2) 株式交換比率の算定方法
当社及び伊予農産から独立した第三者算定機関である株式会社青山トラスト会計社に株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。
 - (3) 交付した株式数
177,000株
- 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。
- 5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,125,263	流動負債	2,095,074
現金及び預金	732,046	支払手形	32,425
受取手形	54,780	電子記録債権	395,014
電子記録債権	331,088	買掛金	365,511
売掛金	752,399	短期借入金	650,000
商品及び製品	8,716	1年内返済予定の長期借入金	309,204
仕掛品	56,151	リース債務	1,525
原材料及び貯蔵品	128,268	未払金	201,043
前払費用	17,507	未払費用	18,800
その他	46,568	未払法人税等	12,782
貸倒引当金	△2,263	未払消費税等	21,691
		前受金	1,573
固定資産	2,234,822	預り金	20,158
有形固定資産	1,917,903	賞与引当金	47,208
建物	758,268	その他	18,136
構築物	447,926	固定負債	1,293,611
機械及び装置	84,855	長期借入金	1,061,818
車両運搬具	9,731	リース債務	2,961
工具、器具及び備品	41,205	繰延税金負債	85,043
土地	575,915	債務保証損失引当金	44,827
		関係会社事業損失引当金	57,864
		資産除去債務	41,096
無形固定資産	46,534	負債合計	3,388,686
借地権	43,017	純資産の部	
商標	388	株主資本	971,670
ソフトウェア	2,576	資本金	331,494
その他	552	資本剰余金	241,494
投資その他の資産	270,384	資本準備金	241,494
投資有価証券	28,272	利益剰余金	399,080
関係会社株式	109,022	その他利益剰余金	399,080
その他の関係会社有価証券	4,584	固定資産圧縮積立金	185,478
出資金	80	繰越利益剰余金	213,602
関係会社長期貸付金	20,000	自己株式	△398
長期前払費用	8,577	評価・換算差額等	△320
保険積立金	97,832	その他有価証券評価差額金	△320
その他	69,081	新株予約権	50
貸倒引当金	△67,065	純資産合計	971,399
資産合計	4,360,086	負債・純資産合計	4,360,086

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,217,216
売 上 原 価		3,972,852
売 上 総 利 益		1,244,363
販売費及び一般管理費		1,264,804
営 業 損 失 (△)		△20,441
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	724	
受 取 手 数 料	5,276	
補 助 金 収 入	3,224	
そ の 他	3,417	12,646
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,151	
関係会社事業損失引当金繰入額	11,731	
投資事業組合運用損	14,544	
そ の 他	1,077	34,504
経 常 損 失 (△)		△42,299
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	252,487	
受 取 保 険 金	220	252,707
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	327	
関係会社株式評価損	999	
関係会社清算損	1,656	2,983
税 引 前 当 期 純 利 益		207,424
法人税、住民税及び事業税	5,309	
法人税等調整額	72,380	77,689
当 期 純 利 益		129,734

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	331,494	241,494	241,494	25,917	256,124	282,042
当期変動額						
剰余金の配当					△12,696	△12,696
当期純利益					129,734	129,734
固定資産圧縮積立金の積立				175,326	△175,326	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△15,766	15,766	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	159,560	△42,522	117,037
当期末残高	331,494	241,494	241,494	185,478	213,602	399,080

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△398	854,632	287	287	50	854,969
当期変動額						
剰余金の配当		△12,696				△12,696
当期純利益		129,734				129,734
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△607	△607		△607
当期変動額合計	—	117,037	△607	△607	—	116,430
当期末残高	△398	971,670	△320	△320	50	971,399

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) その他有価証券

① 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～38年
構築物	10～40年
機械及び装置	7～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 債務保証損失引当金
関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- (4) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

共用資産を含む、より大きな単位における固定資産の減損損失の認識の要否

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

計算書類において、有形固定資産を1,917,903千円、無形固定資産を46,534千円、投資その他の資産を8,577千円計上しております。

当事業年度において、当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、全社の共用資産に減損の兆候があると判定しております。減損損失の認識の判定にあたって、割引前将来キャッシュ・フローを見積った結果、その総額が共用資産を含む固定資産の帳簿価額総額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1. の金額の算出方法は、「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	111,024千円
構築物	66,449千円
土地	309,123千円
計	486,597千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	46,888千円
長期借入金	526,526千円
計	573,414千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,805,332千円

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。

ベルグ福島株式会社	57,120千円
株式会社むさしのタネ(注)	55,172千円
計	112,292千円

(注) 債務保証額から債務保証損失引当金として計上された金額を控除した金額を記載しております。

4. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	20,201千円
長期金銭債権	52,447千円
短期金銭債務	84,527千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社清算損は、関連会社である北京欣環農業科技有限公司の清算に伴う損失であります。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	34,442千円
売上原価、販売費及び一般管理費	597,966千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式

247株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	14,379千円
未払事業税	2,432千円
未払費用	2,054千円
減価償却費	3,492千円
資産除去債務	12,517千円
関係会社株式評価損	35,238千円
有価証券評価損	4,357千円
営業権(のれん償却)	42千円
債務保証損失引当金	13,654千円
関係会社事業損失引当金	17,625千円
貸倒引当金	21,117千円
投資事業組合運用損	1,637千円
繰越欠損金	15,139千円
その他	10,282千円
小計	153,971千円
評価性引当額	△153,971千円
繰延税金資産合計	－千円

繰延税金負債

資産除去費用	△3,802千円
圧縮積立金	△81,241千円
繰延税金負債合計	△85,043千円
繰延税金負債の純額	△85,043千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ベルグ福島株式会社	所有 直接40.0%	役員の兼任 当社製品の生産	債務保証(注1)	57,120	—	—
				製品の仕入(注2)	420,782	買掛金	42,909
				製品の生産委託(注2)	199,238	買掛金	40,641
子会社	ファンガーデン株式会社	所有 直接34.9%	役員の兼任 当社製品の販売 資金の援助	債務保証(注3)	40,000	—	—
				資金の貸付(注4)	—	関係会社 長期 貸付金	20,000
関連会社	株式会社むさしのタネ	所有 直接30.0%	役員の兼任 商品の仕入	債務保証(注5)	60,000	—	—

- (注) 1. ベルグ福島株式会社の銀行借入に対し債務保証を行ったものであります。
 2. 製品の仕入及び生産委託は、市場価格に基づいて価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
 3. ファンガーデン株式会社の銀行借入に対し債務保証を行ったものであります。なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。当事業年度の債務保証損失引当金残高は40,000千円であります。
 4. 資金の貸付条件については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。当事業年度の貸倒引当金残高は20,000千円であります。
 5. 株式会社むさしのタネの銀行借入に対し債務保証を行ったものであります。なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。当事業年度において909千円の債務保証損失引当金繰入額を計上しており、当事業年度の債務保証損失引当金残高は4,827千円あります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たりの純資産額	765円05銭
1株当たりの当期純利益	102円18銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結計算書類の「連結注記表(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2021年12月17日

ベルグアース株式会社
取締役会 御中

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸 木 公 介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 松 勲

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ベルグアース株式会社の2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベルグアース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年12月17日

ベルグアース株式会社
取締役会 御中

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸木 公介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉松 勲

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベルグアース株式会社の2020年11月1日から2021年10月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月24日

ベルグアース株式会社 監査役会	
常勤監査役(社外監査役)	笹山 誠司 ㊟
社外監査役	小島 泰三 ㊟
監査役	松山 芳寛 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第21期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 10円 総額 12,696,530円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年1月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう定款第30条および第41条の一部変更を行いたいと存じます。なお第30条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
<p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>監査役</u>の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
やました ゆうすけ 山下 雄輔 (1944年9月13日)	1972年1月 ダイキ㈱ 入社 2003年4月 同社 代表取締役社長 2003年4月 DCM J a p a nホールディングス㈱ 代表取締役副社長 2011年1月 当社 社外監査役 2012年3月 学校法人山本学園(現 松山ビジネスカレッジ) 理事長 2012年11月 学校法人松山大学 理事(現任) 2015年5月 ㈱リックコーポレーション(現 ㈱タイム) 監査役(現任)	324株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 山下雄輔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 山下雄輔氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、企業経営における豊富な経験を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 4. 山下雄輔氏の補欠監査役選任が承認され、選任期間中に監査役となった場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりであります。山下雄輔氏の補欠監査役選任が承認され、選任期間中に監査役となった場合は、当該保険契約の被保険者となります

以上

第21期定時株主総会会場ご案内図

会 場 愛媛県宇和島市錦町10-1
J Rホテルクレメント宇和島 2階「クレメントホール」

交 通

(J R) J R宇和島駅 直結

(車) 宇和島道路「宇和島朝日」より約5分



株主総会終了後、農場見学を希望される株主様は、受付の際にお申し出くださいませ。